

上尾市土砂等のたい積の
規制に関する条例の手引き

令和4年5月

環境経済部生活環境課

上尾市土砂等のたい積の 規制に関する条例について

土砂等のたい積に関して、無秩序な土砂等のたい積を防止し、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として、「上尾市土砂等のたい積の規制に関する条例」で、規制を行っています。

この条例では、土砂等のたい積を、「埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除く。）」と定義しており、農地改良等、土砂等を用いて土地を埋め立てたり、盛土を行う行為やストックヤードなど土砂等を一時たい積している行為を規制対象としています。

土砂等の適正処理について

※ 発生した土砂等を分別して、再利用に努めてください

がれき類（コンクリートの破片や廃材）などが混入した土砂は、埋立てや盛土に使用することはできません。がれき類は分別して再利用するよう努めてください（がれき類の処分を委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める許可業者に依頼するなど、適切に処理してください）。

※ 汚染された土砂等は、埋立てや盛土に使用することはできません。

（埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例等）

土地の適正管理について

※ 安易に土地を提供しないでください。

・ 地主の方にも責任があります。

安易に土地を提供しますと、産業廃棄物が混入した土砂等で山積みになってしまうこともあります。また、山積みしたものが崩れて近隣にも被害が及ぶようなこともあります。

そのため、災害が発生するおそれがあるものは、地主の方に撤去していただく場合もあります。

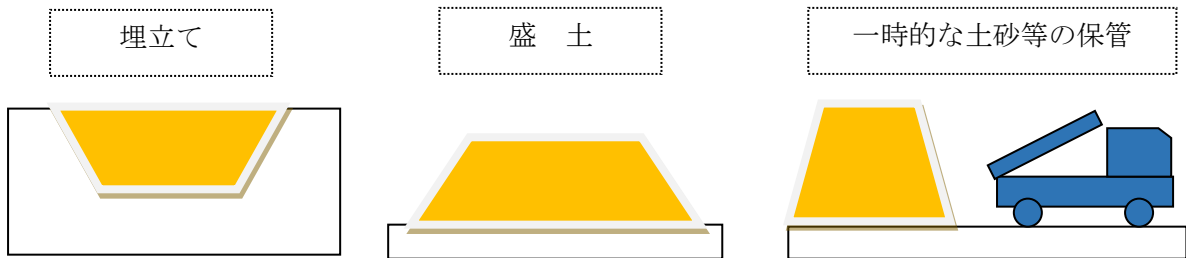
・ そのようにならないために、次のことをしてください。

土砂等のたい積をする場合は、その目的、期間、相手方の連絡先、災害発生防止の対策などを必ず確認して、事故防止に努めてください。

また、所有地が産業廃棄物等の捨場にならないよう、定期的に見回るようにしてください。

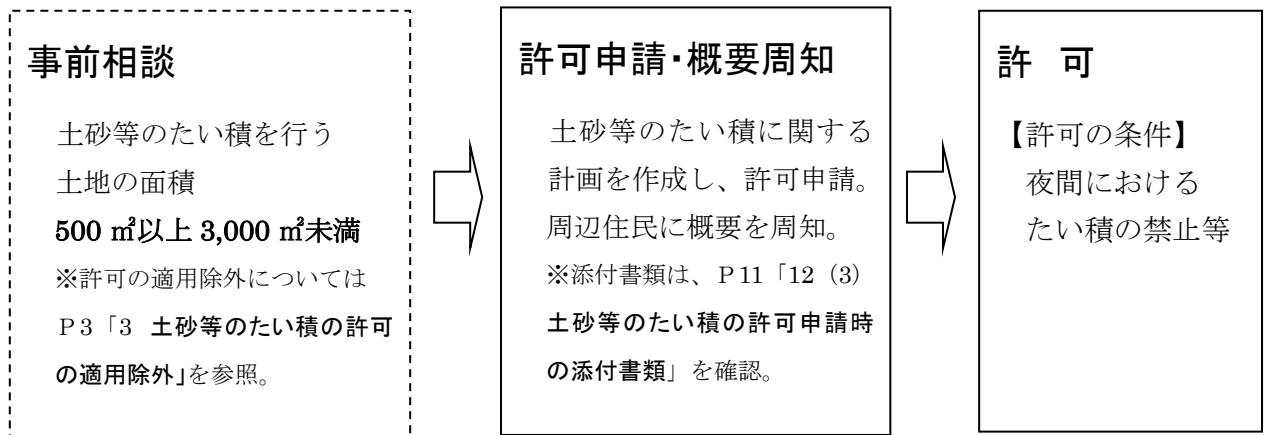
1 このようなときは許可が必要になります

埋立てや盛土などを行う土地の区域の面積（土地の区域が2以上の区域にまたがり隣接するときや、既に行われた区域に隣接するとき、その合計面積）が500㎡以上3,000㎡未満となる場合は、市の許可が必要です。



2 土砂等のたい積の許可申請について

土砂等のたい積を行う者は、市に相談のうえ、市指定の申請書に必要事項を記入し必要書類を添付のうえ、事前に許可申請を行ってください。



《許可の基準に適合》

許可の基準

- 1 土砂等の流出、崩壊その他の災害を防止する上での基準
 - (1) たい積する土砂等の高さ、のり面の勾配
 - (2) 排水施設、擁壁等
 - (3) 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき又は講ずべき措置
- 2 許可申請者等の資力、信用
- 3 計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意

3 土砂等のたい積の許可の適用除外

下表に該当する場合は、条例の許可は不要です。(③については届出が必要です。)適用除外の該当の有無については、事前にお問い合わせください。

- | |
|--|
| <p>① 土砂等のたい積に係る土地の区域の面積が500㎡未満又は3,000㎡以上の土砂等のたい積
※土地の区域の面積が3,000㎡以上の土砂のたい積については、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例による許可が必要になります。</p> <p>② 土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂等のたい積で当該事業の区域内における土砂等のみを用いて行うもの</p> <p>③ 法令又は条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂等のたい積であって、市長に届け出たもの
【例】都市計画法、道路法、河川法、農地法、宅地等造成規制法等</p> <p>④ 公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち無秩序な土砂等のたい積となるおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂等のたい積
【例】都市計画事業、土地改良事業、道路又は河川に関する事業等</p> <p>⑤ 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂等のたい積</p> <p>⑥ 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂等のたい積</p> <p>⑦ 運動場の砂利敷きその他の通常管理行為として行う土砂等のたい積</p> <p>⑧ 土質改良プラントその他の施設の敷地内において当該施設で化学的に性質を改良した土砂等のみを用いて行う土砂等のたい積</p> <p>⑨ 採石法、砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂等（岩石、砂利の採取のために除去した土砂等を除く。）のみを用いて行う土砂等のたい積</p> <p>⑩ 製品の製造又は加工のための原材料のたい積</p> |
|--|

4 土砂等のたい積に伴うその他関係法令

- ① スtockヤード（建設残土の一時保管場所）など土砂等のたい積する場所の面積が500㎡以上の場合には、大気汚染防止法又は埼玉県生活環境保全条例の粉じん発生施設として、届出と管理（飛散防止対策）が必要です。
- ② 3,000㎡以上の面積の土地について、下記に該当する改変をしようとする場合は、埼玉県生活環境保全条例に基づく土地履歴調査及び報告等が必要な場合があります。
- i 土地の切り盛り、掘削その他土地の造成
 - ii 建築物その他工作物の建設その他の行為

5 土砂等のたい積の基準

① 土砂等のたい積の完了時及び最大たい積時において、たい積する土砂等の高さ及びのり面の勾配に関する基準

- ア 土砂等の高さ※1は、2 m以内であること。
- イ 土砂等のたい積により生じるのり面※2の勾配は、垂直1 mに対する水平距離が2 mの勾配以下であること。

② 排水施設、擁壁その他の施設に関する基準

- ア 土砂等のたい積に係る土地の区域内の雨水その他の地表水を排除することができるように、必要な排水施設が設置されていること。
- イ 排水施設の構造は、下水道施行令第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までの基準※3に適合するものであること。(土砂等のたい積の目的が一時的な土砂等の保管、農地改良その他これに類するものを除く。)
- ウ 擁壁は、宅地造成等規制法施行令第6条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。
- エ 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排出能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

③ 地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置に関する基準

- ア 土砂等のたい積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂等のたい積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- イ 垂直1 mに対する水平距離が4 m以下の勾配である土地に土砂等のたい積を行う場合は、土砂等のたい積を行う前の土地の地盤と土砂等のたい積に使用した土砂等のとの接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。
- ウ 土砂等のたい積の完了後に土砂等が崩壊しないように、締固めその他の土砂等のたい積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じた必要な措置が講じられていること。(散水設備の設置又はシートで覆う等など)
- エ 土砂等のたい積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂等のたい積に係る土地との間隔が最大たい積時の土砂等のたい積の高さに相当する長さをとる等の措置が講じられていること。(保安帯の確保)
- オ 土砂等のたい積に伴う周辺的生活環境への影響を踏まえ、土砂等のたい積を行う時間※4、期間※5等が定められていること。
- ヘ 土砂等のたい積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。

※1 土砂等のたい積により生じる地表面の最高部と最低部との高低差（土砂等のたい積前において、土砂等のたい積に係る土地と隣接する土地との高低差がある場合にあっては、その隣接部分の最低部と土砂等のたい積により生じた地表面との高低差、擁壁を設ける場合にあっては擁壁の最高部と土砂等のたい積により生じた地表面の最高部との高低差。）

※2 擁壁に覆われたのり面を除く。

※3 排水施設の基準（下水道法施行令第8条）

第2号 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。

第3号 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔質その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。

第8号 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りではない。

ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

第9号 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉することができるふた）を設けること。

第10号 ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあっては深さが15cm以上のどろためを、その他のますにあってはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

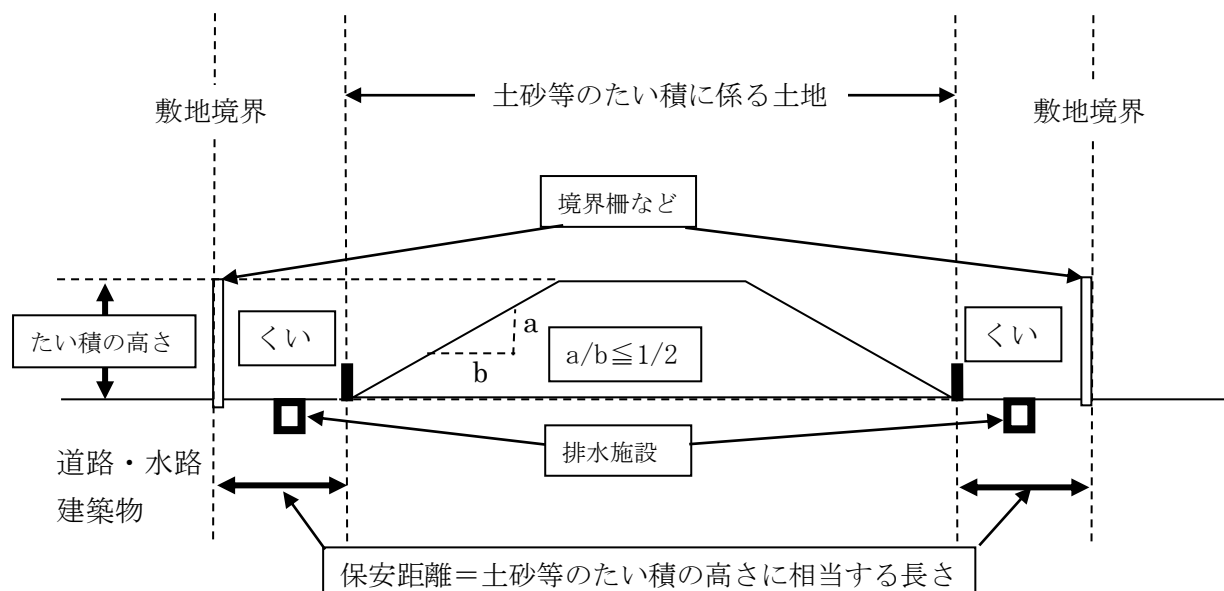
※4 夜間のたい積禁止等。

搬入搬出の経路と時間について、時間帯による車両の通行を禁止されている道路に抵触しないこと等。

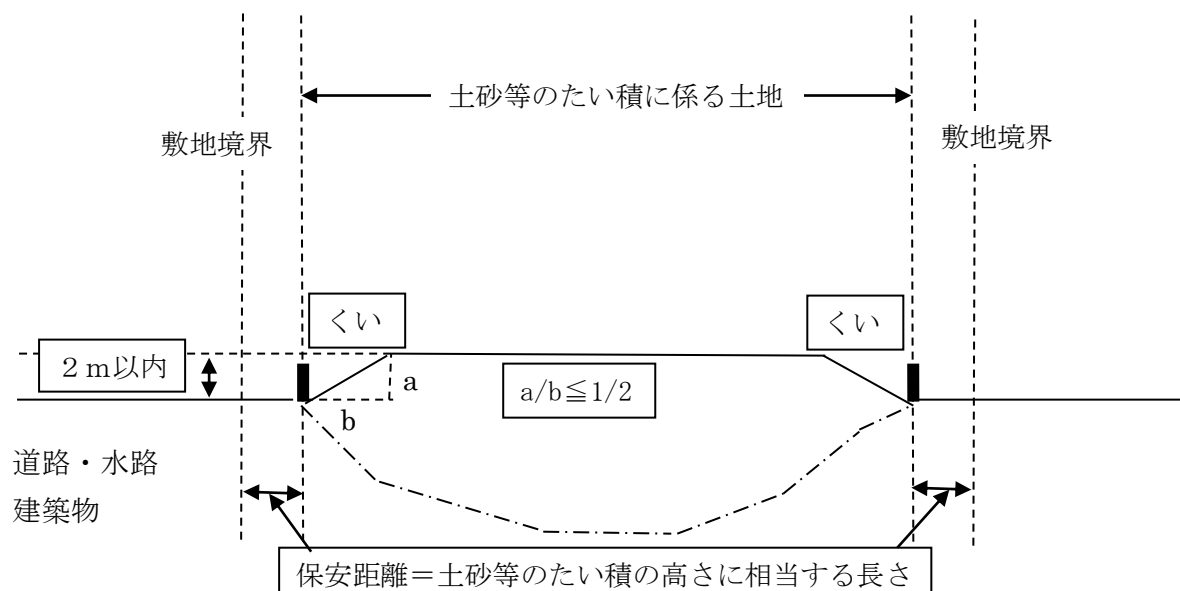
※5 最長2年間

6 土砂等のたい積の標準断面図・平面図

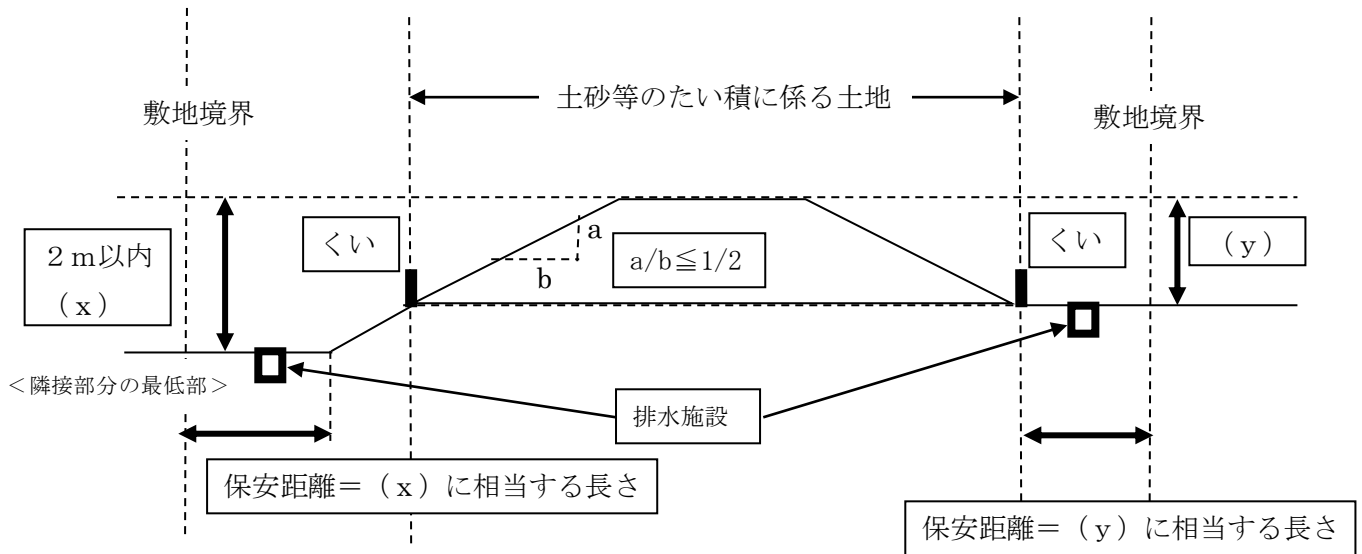
(1) 一般的なたい積の場合（土地が平坦な場合）



(2) 穴等の埋立ての場合

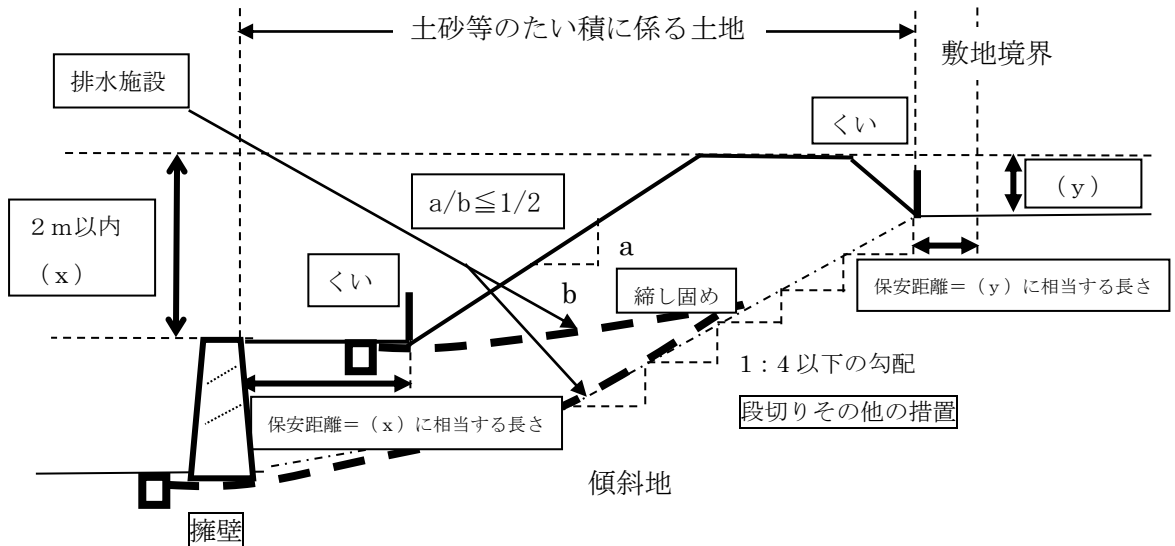


(3) 隣接する土地との高低差がある場合



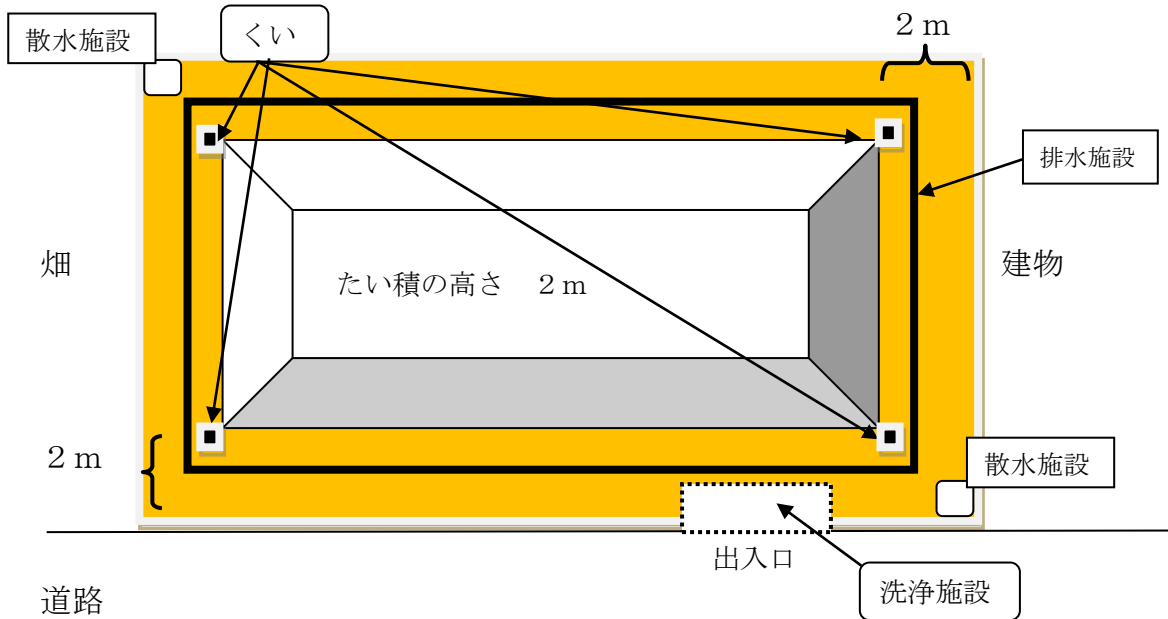
※ 高低差が2 m以上ある場合には擁壁が必要です。

(4) 傾斜地の場合



※擁壁は、宅地造成等規制法施行令第6条の規定により設置する擁壁の例であること。
また、「高さが2mを超える擁壁」は、建築基準法において「工作物」に該当し、建築確認申請を行う必要があります。

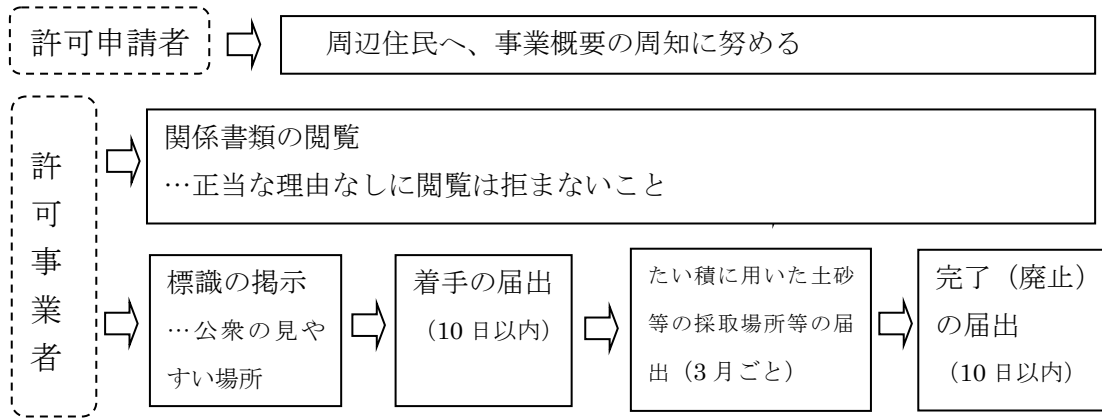
(5) 平面図



7 土砂等のたい積に係る変更の許可等

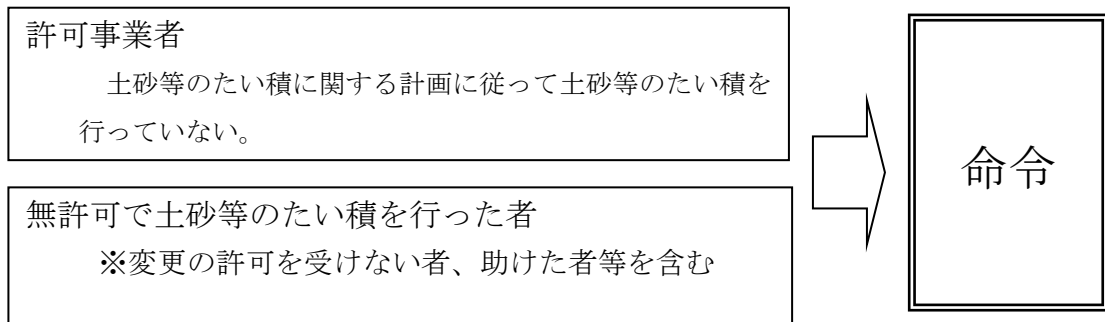
許可等の種類	許可等の必要な場合	申請・届出等の時期
変更の許可申請	<ul style="list-style-type: none"> ・たい積に係る土地の区域の所在及び面積の変更 ・たい積の目的の変更 ・土砂等の高さの増加、のり面の勾配の増大 ・土砂等の流出防止施設の計画の変更 ・その他災害、事故等の防止のためにとる措置の変更等 	変更前（変更をしようとするとき）
変更の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・住所、氏名、法人の場合は代表者の氏名を変更等 	遅滞なく
	<ul style="list-style-type: none"> ・最大たい積時の土砂等の数量減少の変更 ・周囲の生活環境の保全のための方策の変更（追加対策の実施） ・土砂等の高さの減少、のり面の勾配の緩和等 	あらかじめ
着手の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・たい積に着手の場合 	10日以内
たい積に用いた土砂等の採取場所等の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等のたい積の着手の日から3月ごと 	各期間経過後20日以内
完了等の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等のたい積を完了した場合 ・土砂等のたい積を廃止した場合 	10日以内

8 許可申請者、許可事業者の義務等

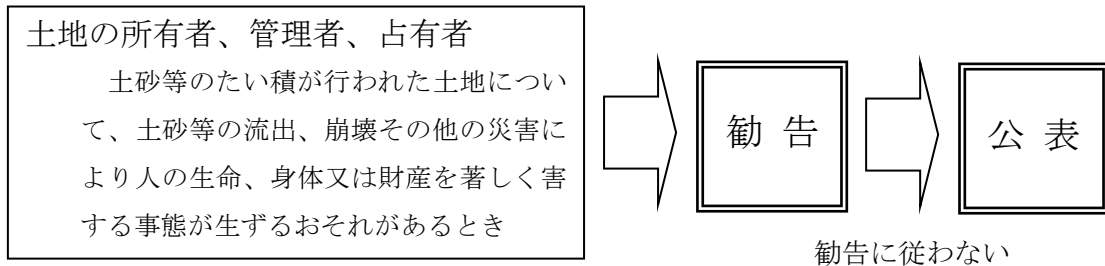


9 命令等

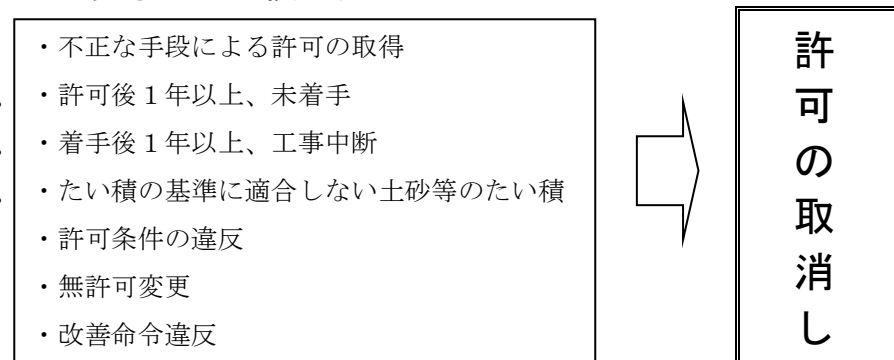
(1) 命令



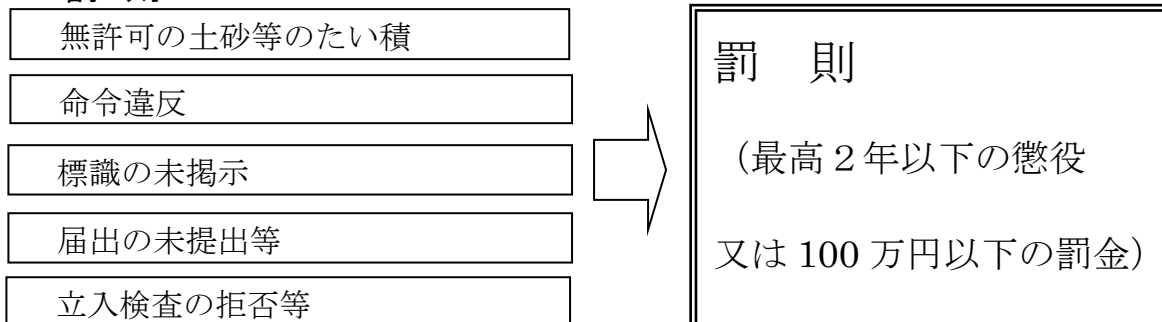
(2) 勧告



10 土砂等のたい積の許可の取消し



11 罰 則



12 土砂等のたい積の許可申請

(1) 書類の提出先

上尾市環境経済部生活環境課 電 話 048-775-6940 (直通) F A X 048-775-9872 ※ 土砂等のたい積に伴う農地の一時転用又は農地改良に関すること。 上尾市農業委員会事務局 電 話 048-775-9694 (直通) F A X 048-775-9872
--

(2) 注意事項

- ア 法人における申請者は、「代表者」です。代表者以外の場合は、代表者による委任状等が必要です。※代表者以外の者が申請する場合、当該法人において責任を持って対処できることが分からない場合は、申請者として不適格となる場合がありますので、ご注意ください。
- イ 事業区域の面積が 500 平方メートル未満であっても、当該事業区域が 2 以上の区域にまたがり隣接するとき、又は既に土砂等のたい積が行われた区域に隣接するときは、その合計した面積が 500 平方メートル以上となる場合は、許可が必要です。
- ウ 隣接地権者や周辺住民への事前周知（説明会の開催等）のほかに、搬入口又は搬入・搬出経路に応じて、道路管理者・学校長等との事前協議を行ってください。
- エ たい積の計画で定めた期間を超えて、たい積を行う場合は、改めて 許可申請を行ってください。

(3) 土砂等のたい積の許可申請時の添付書類
 市指定の許可申請書に必要事項を記入し、以下の書類を添付のうえ、正副2部を作成し、申請してください。

<p>① 申請者及びたい積を行う者の住民票の写し又は法人の登記事項証明書 (発行後3か月以内) <small>※住民票の写し及び法人の登記事項証明書について、1部は原本、副本はコピー可。</small></p>
<p>② 土砂等のたい積の場所の土地の登記事項証明書及び公図の写し (発行後3か月以内)</p>
<p>③ 申請者及びたい積を行う者が土砂等のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面</p> <p>イ 資力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たい積工事に係る資金計画書(たい積事業の収入支出) ・直近の納税証明書(発行後3か月以内)(法人(個人)住民税納税証明書※未納がないこと) <p>ロ 信用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂等のたい積の実施経歴書(工事経歴書、過去の実績) ・建設業の許可証の写し
<p>④ 土砂等のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意があったことを証する書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たい積を行う土地の所有者の同意書、承諾書等(周辺の土地を使用する場合は、その土地の所有者の同意書、承諾書等を含む) ・既設水路等に排水する場合は、その水路管理者等の許可を受けていることが分かるもの。 ・隣接地権者等の意見及び見解等を確認したことが分かるもの。(土砂等のたい積に関する周知報告書)
<p>⑤ 土砂等のたい積に係る土地の区域を示す図面</p>
<p>⑥ 土砂等のたい積に係る土地の位置を示す図面 (縮尺15,000分の1程度の案内図)</p>
<p>⑦ 完了時及び最大たい積時の土地の形状を示す平面図及び断面図 <small>…平面図及び断面図は、たい積を行う範囲を示したくいの位置や使用する土地の形状(現況)も含めて作成してください。</small></p>
<p>⑧ 排水施設ほか、土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の平面図及び断面図 <small>…雨水その他の地表水を排除することができる排水施設(管渠等)の設置ほか、保安帯の確保、土地境界に柵等を設置、シートを覆う、締固め、のり面に芝・シガラ等による土留、その他具体的な対策も含めて作成してください。</small></p>
<p>⑨ 擁壁の構造図、断面図、背面図及び構造計算書</p>
<p>⑩ 事業の工程表</p>
<p>⑪ 土砂等の搬入搬出経路図</p>
<p>⑫ その他 <small>…農地法第5条の申請、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の届出等が分かるもの(法令又は条例の規定による許可その他処分状況が分かるもの)。 たい積の土地が軟弱地盤等の場合、土質試験等に基づく土砂の安定計算書類。</small></p>